佐賀県告示第 179号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項及び中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によ るものとされた生活保護法第55条第2項において準用する生活保護法第50条 の2の規定により、次のとおり指定施術機関から開設者及び開設者所在地を変 更する旨の届出があった。

平成 28 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	開設者名称		開設者所在地		変更年月日
かみみね整		吉永 圭佑		神埼郡吉野ヶ里町豆	平成 28 年 1 月
骨院	旧		旧	田 2076 番地 3 ヨシ	1日
				ノスカイA201	
	新	有限会社ふる	新	三養基郡上峰町大字	
		かわ整骨院		坊所 288 番地 8	